

車両効率化設備

トラック搭載用 2 段積みデッキ導入事業

1. 補助対象機器

◆以下の①～④の要件を全て満たすもの

- ①指定する機器であること（該当する機器は別表を参照）
- ②未使用のトラック搭載用 2 段積みデッキであること
- ③事業用自動車（緑ナンバー）に搭載するものであること
- ④令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 2 月 19 日（金）までの間に、該当する機器を導入し、かつ令和 9 年 2 月 19 日（金）までに支払いが完了したものであること

補助対象とならないもの（例）

- 中古品のトラック搭載用 2 段積みデッキ
- 自家用自動車（白ナンバーのトラック）で使用するために導入したもの
- 令和 8 年 3 月 31 日（火）以前、又は令和 9 年 2 月 20 日（土）以降に納品されたもの
- 令和 9 年 2 月 19 日（金）までに支払いが完了されなかったもの
- リースやレンタルにより導入したもの

2. 補助金の額等

- ・導入費（取付工賃や消費税は含まない）に補助率を乗じた額以内、かつ、補助上限の額以内（千円未満切り捨て）

種類	補助率	補助上限
トラック搭載用 2 段積みデッキ	1/6	180 千円／台

3. 申請書類等

- 交付申請書兼請求書（様式第 1 号）、算定基礎資料（様式第 2 号）及び以下の各補助対象経費資料
 - ・見積書、請求書、支払いを証明する書類
補助対象機器の品名、型式、導入費等の記載があるもの
 - ・納品書または販売証明書
販売店が発行する納品書（納品書がない場合は販売証明書）
 - ・自動車検査証（自動車検査証記録事項）
 - ・装着状態を示す写真
機器と搭載車両の登録番号が確認できる写真 1 枚、機器本体が確認できる写真 1 枚

4. 申請受付期間

令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 2 月 19 日

5. 注意事項

- (1) 今回の補助事業は、事業用自動車（緑ナンバー）に指定のトラック搭載用２段積みデッキを導入したものが対象となります。
- (2) 補助金を受けたトラック搭載用２段積みデッキは、財産処分制限期間（５年）の保有義務が生じます。その間に売却等したり、破損等により機器を使用できなくなり当該機器を処分する場合は、補助金の返還義務が生じます。
- (3) リースやレンタルによる導入は認められません。
- (4) トラック搭載用２段積みデッキ購入の際の支払い方法は、原則として、振込、現金または小切手による支払いでなければなりません。また、手形あるいは割賦といった購入形態は申請日までに全て支払いを完了しなければ認められません。